

任意売却後の残債について

任意売却で不動産物件を売却した場合、債権者へ残債の支払いを続けていく必要がありますが、交渉次第で、返済負担額を見直す事もできます。

任売業者によっては、この残債務の交渉を行わない業者もありますが、当社では依頼者様に有利になるように交渉します。

ほとんどの場合が、任意売却の過程の中で当社が債権者と交渉をして決定します。任意売却をしたら残債は無担保の借入金になりますので、1ヶ月の返済金額は、現在の収入や生活費など必要な支出を考慮した上で返済に無理のない金額となります。

上記に関してはあくまでも事例となりますので、お客様のケースによって異なります。詳しくは **当社**までお問い合わせ下さい。